

平成25事務年度における相続税の調査の状況について

相続税について、平成25事務年度（平成25年7月から平成26年6月までの間）に実施した実地調査の状況をまとめましたのでお知らせします。

1 実地調査件数及び申告漏れ等の非違件数

相続税の実地調査については、平成23年中に発生した相続を中心に、国税局及び税務署で収集した資料情報を基に、申告額が過少であると想定されるものや、申告義務があるにもかかわらず無申告となっていることが想定されるものなどに対して実施しました。

実地調査の件数は2,826件（平成24事務年度2,789件）、このうち申告漏れ等の非違があった件数は2,133件（平成24事務年度2,041件）で、非違割合は75.5%（平成24事務年度73.2%）となっています。

2 申告漏れ課税価格

申告漏れ課税価格は808億円（平成24事務年度710億円）で、実地調査1件当たりでは2,860万円（平成24事務年度2,546万円）となっています。

3 申告漏れ相続財産の金額の内訳

申告漏れ相続財産の金額の内訳は、現金・預貯金等315億円（平成24事務年度236億円）が最も多く、続いて土地99億円（平成24事務年度126億円）、有価証券95億円（平成24事務年度106億円）の順となっています。

4 追徴税額

追徴税額（加算税を含む。）は161億円（平成24事務年度161億円）で、実地調査1件当たりでは569万円（平成24事務年度578万円）となっています。

5 重加算税の賦課件数

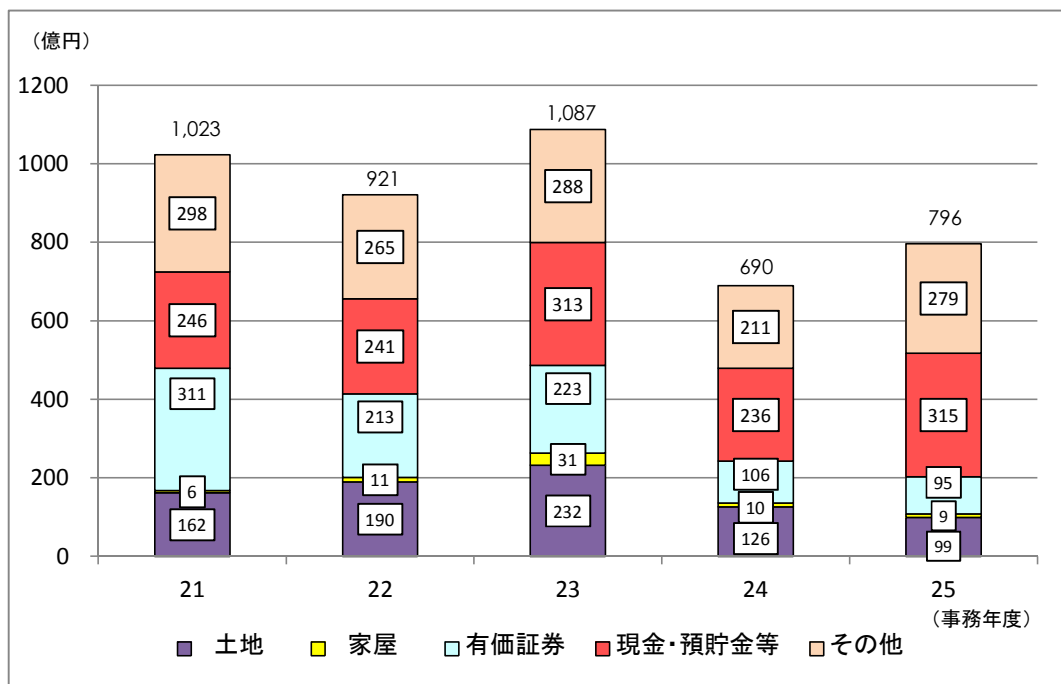
重加算税の賦課件数は210件（平成24事務年度205件）、賦課割合は9.8%（平成24事務年度10.0%）となっています。

相続税の調査事績

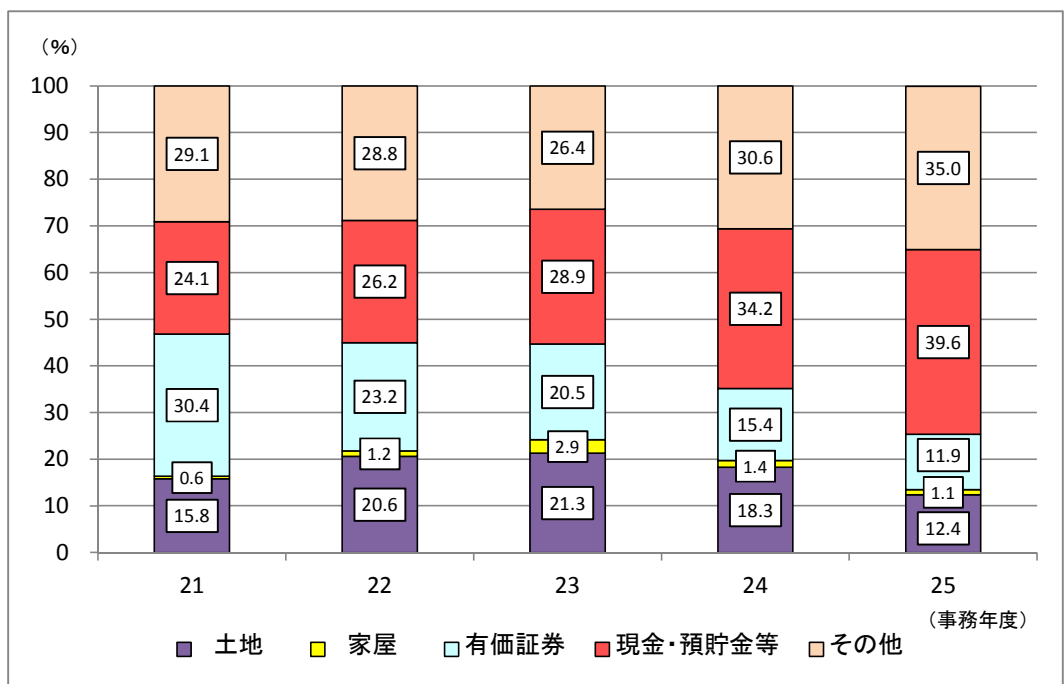
項目		事務年度		対前事務年度比
		平成24事務年度	平成25事務年度	
①	実地調査件数	件 2,789	件 2,826	% 101.3
②	申告漏れ等の非違件数	件 2,041	件 2,133	% 104.5
③	非違割合 (②/①)	% 73.2	% 75.5	ポイント 2.3
④	重加算税賦課件数	件 205	件 210	% 102.4
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	% 10.0	% 9.8	ポイント ▲ 0.2
⑥	申告漏れ課税価格(※)	億円 710	億円 808	% 113.8
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	億円 79	億円 73	% 92.9
⑧	追徴 税額	億円 141	億円 142	% 100.2
⑨		億円 20	億円 19	% 96.7
⑩		億円 161	億円 161	% 99.8
⑪	1 実 件 地 当 課 た 税 り 額 査	万円 2,546	万円 2,860	% 112.3
⑫		万円 578	万円 569	% 98.4

※ 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。

申告漏れ相続財産の金額の推移



申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移



(参考)

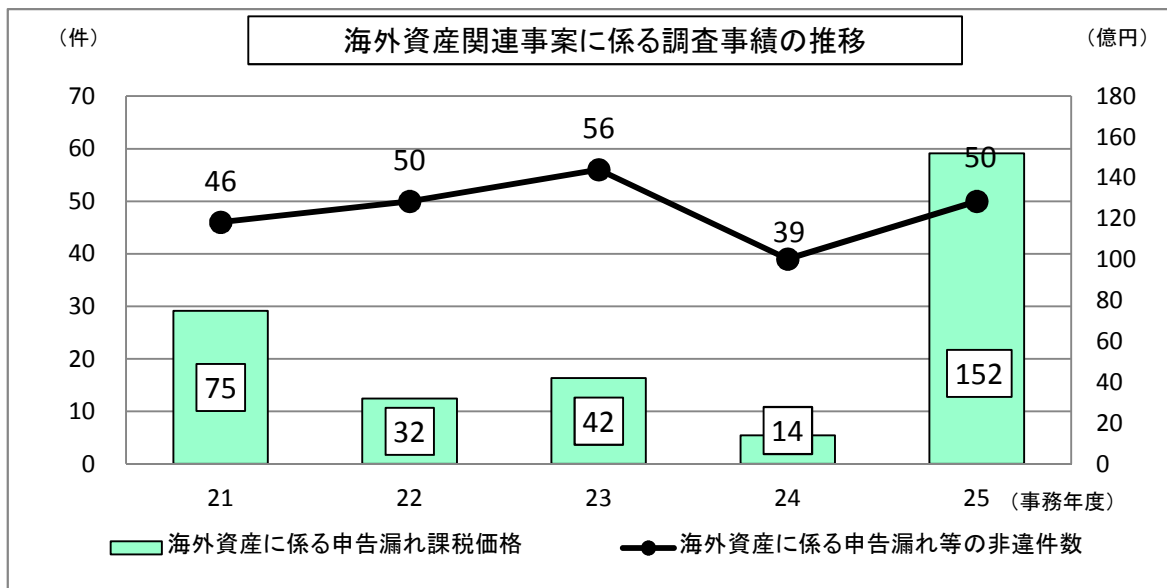
トピックス

海外資産関連事案に係る調査事績

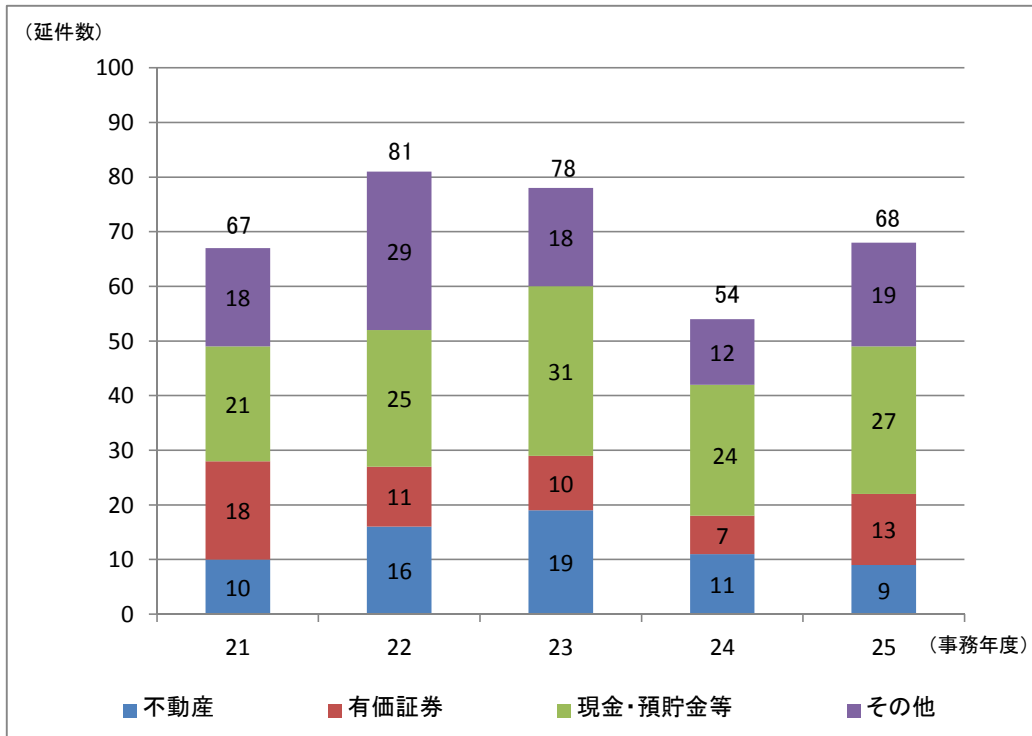
納税者の資産運用の国際化に対応し、相続税の適正な課税を実現するため、相続税調査の実施に当たっては、租税条約等に基づく情報交換制度を効果的に活用するなど、海外資産の把握に努めています。資料情報や相続人・被相続人の居住形態等から海外資産の相続が想定される事案など、海外資産関連事案については、本事務年度においても積極的に調査を実施します。

項目		事務年度		対前事務年度比	
		平成24事務年度	平成25事務年度	平成24事務年度	平成25事務年度
①	実地調査件数	224	259	115.6	%
②	海外資産に係る 申告漏れ等の非違件数	157	188	119.7	%
		39	50	128.2	%
③	海外資産に係る 重加算税賦課件数	20	14	70.0	%
		6	4	66.7	%
④	海外資産に係る 申告漏れ課税価格	76	231	303.1	%
		14	152	1,112.4	%
⑤	④のうち重加算税賦課対象	9	10	107.6	%
		6	1	20.4	%
⑥	非違1件当たりの 申告漏れ課税価格(④/②)	4,843	12,261	253.1	%
		3,497	30,340	867.7	%

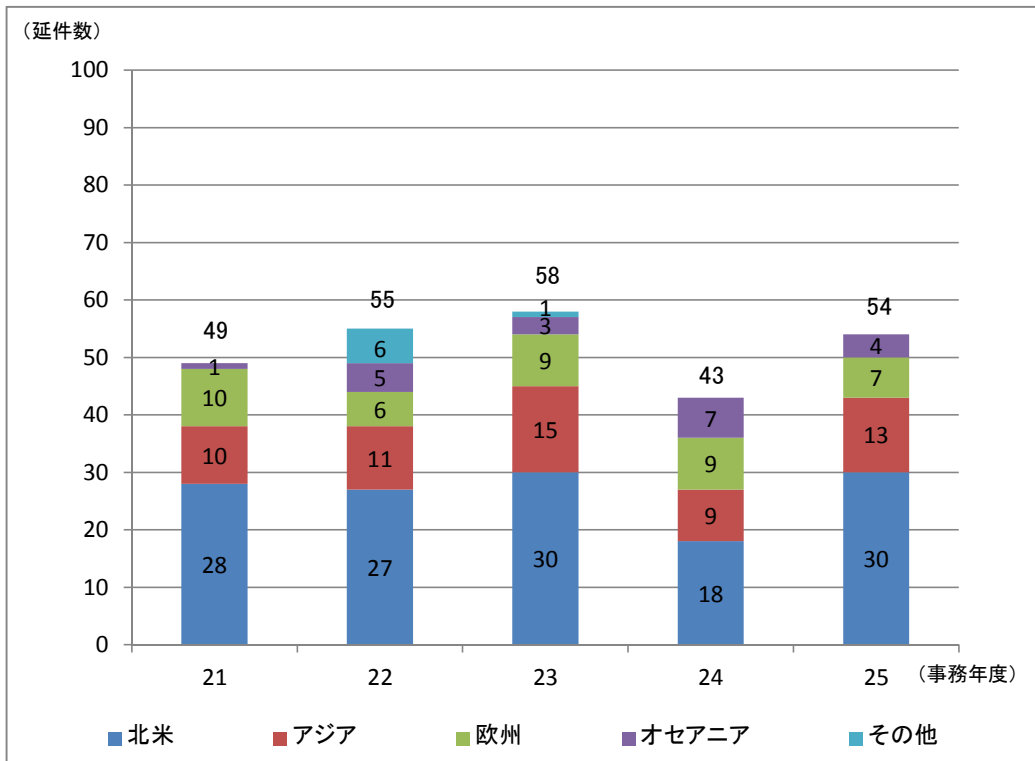
- (注) 1 左肩数は、国内資産に係る非違も含めた計数を示す。
 2 海外資産関連事案とは、①相続又は遺贈により取得した財産のうち海外資産が存するもの、②相続人、受遺者又は被相続人が日本国外に居住する者であるもの、③海外資産等に関する資料情報があるもの、④外資系金融機関との取引のあるもののいずれかに該当する事案をいう。



海外資産関連事案に係る財産別非違件数の推移



海外資産関連事案に係る地域別非違件数の推移



無申告事案に係る調査事績

無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の更なる収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。

項目		事務年度		対前事務年度比
		平成24事務年度	平成25事務年度	
①	実地調査件数	件 197	件 125	% 63.5
②	申告漏れ等の非違件数	件 106	件 77	% 72.6
③	非違の割合 (②/①)	% 53.8	% 61.6	ポイント 7.8
④	申告漏れ課税価格	億円 161	億円 101	% 62.6
⑤	追徴税額	本税 億円 15	億円 8	% 54.6
⑥		加算税 億円 4	億円 1	% 36.8
⑦		合計 億円 19	億円 10	% 51.2
⑧	1 実地調査 当たり	申告漏れ課税価格 (④/①) 万円 8,173	万円 8,070	% 98.7
⑨		追徴税額 (⑦/①) 万円 969	万円 782	% 80.7

国税局においては、実地による税務調査を適切に実施する一方で、納税者の自発的な納税義務の履行支援等を目的とした実地調査以外の多様な手法を効果的・効率的に活用し、適正申告の確保に努めています。

その一環として、税務署が保有する情報から相続税の無申告が想定される者に対し、無申告理由のお尋ね等による書面照会を行うなど、自発的な期限後申告書の提出を促す取組も実施しております。

贈与税に係る調査事績

国税局では、相続税の補完税である贈与税の適正な課税を実現するため、積極的に資料情報を収集するとともに、相続税調査等、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努めており、無申告事案を中心に、本事務年度も積極的に贈与税の調査を実施します。

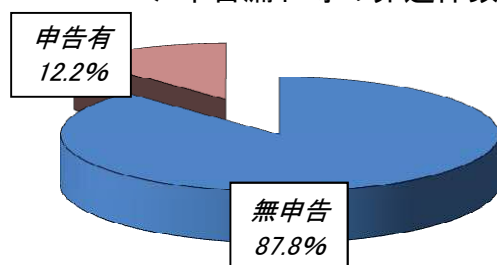
また、納税者の自発的な納税義務の履行支援等を目的とした実地調査以外の多様な手法を効果的・効率的に活用し、適正申告の確保に努めています。

項目		事務年度		対前事務年度比	
		平成24事務年度	平成25事務年度		
①	実地調査件数	818 件	515 件	63.0 %	
②	申告漏れ等の非違件数	679 件	443 件	65.2 %	
③	申告漏れ課税価格	63 億円	29 億円	46.5 %	
④	追徴税額	25 億円	10 億円	39.3 %	
⑤	1 実地 件 当 地 調 査 た り	申告漏れ課税価格 (③/①)	770 万円	569 万円	73.9 %
⑥		追徴税額 (④/①)	302 万円	189 万円	62.5 %

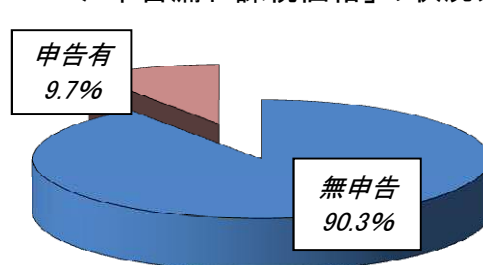
1. 調査事績に占める無申告事案の状況(平成25事務年度)

- 国税局では、あらゆる機会を通じて把握した生前の資産保有・移動状況に関する情報を蓄積・活用するなどして、贈与税の無申告事案の積極的な調査に努めています。

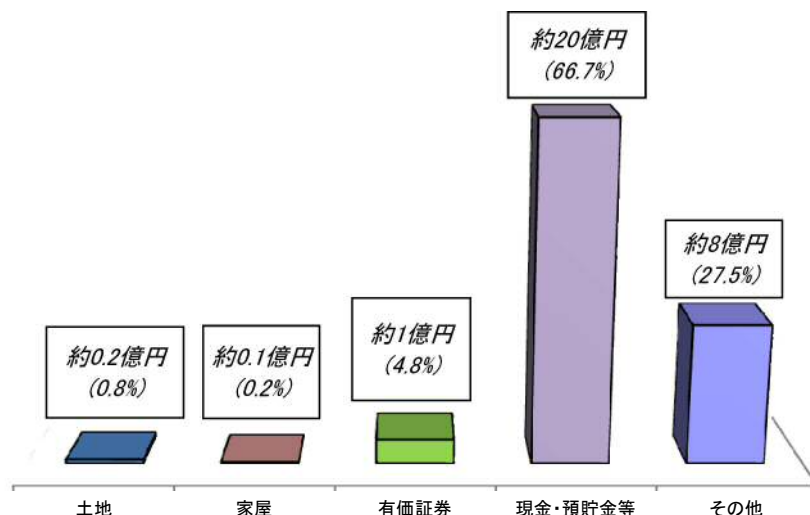
<「申告漏れ等の非違件数」の状況>



<「申告漏れ課税価格」の状況>



2. 調査事績に係る申告漏れ財産の内訳(平成25事務年度)



(注) 各財産の金額は申告漏れ課税価格、()内の数値は構成比。